

類になつておりますか。この年金法による標準報酬で……

○安田政府委員 実はず算書を持つて来るのを忘れましたが、大体平均の標準報酬が五千数百円になつておりますからして、五千数百円の二箇月分、大体その程度のものだとお考えになれば間違ひございません。

○岡(良)委員 そういたしますと、今のお話では保険給付費は大体二億八千万円ですが、この予算書では、保険給付費は十二億八千万円となつておりますが、非常に大きな隔たりがあるように思ふ、その点どうですか。

○安田政府委員 今資料を取寄せましてお答えいたします。

○岡(良)委員 それでは現在保険料の徴収の場合の対象となる標準報酬は、どれだけに見ておられますか。

○安田政府委員 標準報酬の総額でございますか。

○岡(良)委員 たとえば健康保険の場合に六千二百円に見るとか、六千円に見るとか……

○安田政府委員 先ほど申しましたように、詳しい数字を忘れましたが、五千数百円になると思ひます。これはなぜそういうふうに低いかと申しますと、八千円で標準報酬を打切つておりますからして、健康保険より低くなつておるのであります。

○岡(良)委員 それでは五千数百円を対象として千分の幾つという、その率で徴収しておるわけですね。

○安田政府委員 そうでございます。

○岡(良)委員 それでは多分これは法律が昭和十七年かと思ひますが、昭和何年ごろになると、どつと受給資格を得て受取る人が多くなつて来るように

思ひますか。

○安田政府委員 昭和十七年の六月に施行になりましたから、それから十五年たちますと、坑内夫の養老年金が始まります。昭和三十三年になるようでございます。それから、また五年たちますと、坑内夫以外の一般の労働者の年金が始まつて来る、こういうことでございます。

○岡(良)委員 それではあと、それじや予算の方の書類が来ましてから、質問いたします。

○堀川委員 大蔵省からは見えておられないのですか。

○堀川委員 今来るそうですが、まだ見えておりません。

○堀川委員 大蔵省関係のことはあとにまわします。それでは保険局長にお尋ねいたします。退職積立金というのと、それから退職手当金ですね、これは総額どれくらいになつておりますか。

○安田政府委員 資料が差出してございますが、その第五ページをごらんになりますと、そこに書いてございますが、昭和十九年の九月末、つまり十九年十月にこの法律が廃止になりましたときに、押えました額は、四億八千二百七十六万七千七百七十円、それからだんだん現実に労働者がやめて行きますときに拂ひますから、額が減つて参ります。二十四年十二月末になりますといふと、その次の欄に書いてござい

ますように、一億二千三百万円ぐらいになつております。

○堀川委員 この資料には今度の新しい法律による現実に退職手当金、あるいは退職積立金の額もどしですか、こ

れを受ける人数ですね。人数が出ていないように思ふのですけれども、これはわかつておられるのですか。

○安田政府委員 人数はつきりわかつておりません。失礼いたしました。適用事業所数の次に適用労働者数があつて、昭和十九年九月末現在で百四十六万余人、それからだんだん減りまして、二十四年の十二月末に至りましては五十四万余人、大体一事業所当りの平均労働者数は、昭和十九年九月末現在で二百人、二十四年十二月末現在で二百人、一事業所当り平均労働者は十九年が五万五千七百七十六円、二十四年度は四万五千円に減つておるわけでありまして。

○堀川委員 この資料にもそうあるのですが、これによりまして、積立金の労働者一人当りの保管金が二百七十八円七十五銭になる。それから退職積立金の方が五十三万四千四百七十七銭、退職手当積立金が二百二十五万二千八百八十二銭、合計五十三万三千七百七十六円といたしますと五十三万三千七百七十六円といふ金は、今日にすれば非常に細かい金だと思ひますけれども、しかしこれは昭和十二年から積立てておつて、その当時の掛金は千分の二十、労働者の方は千分の十ですか、とすると、これはやはり相当酷だつたと思ひますが、今度これが法律の適用を受けて、この金が労働者の方に割りもどされる場合には、そのまゝの実数でお返しになるつもりですか。それとも現在の時価にスライドさせてお返しになるつもりですか。これをお聞きしたいと思います。

○安田政府委員 保管いたしてあります間の利子をつけて返すつもりであります。

○堀川委員 それは当然利子はどこが保管しておつても拂うものですけれども、問題は昭和十二年のときの一元と今の一元とは、同じ一元でも非常に違ひます。御承知のように、恩給なんかでも現在の時価にスライドさせるというところは普通となつておる。そのための改正もあつたほどで、今度厚生省が預つたそのまゝの金で返されるということに、私は不合理があると思ひますが、その点はいかがお考えになりますか。

○安田政府委員 インフレによりまして貨幣価値がかわつた点はおもつとも思ひますが、これは労働者の一種の強制貯蓄になつておつたわけで、その間の利子をつけるということで、一般のそういう貯蓄と区別して、特別な扱いをするようなことは今のところ考えておりません。

○堀川委員 それでは少し話を進めてお伺いしておきたいのです。現在の養老年金はまだ受給者の該当者が少ないわけですが、これは昭和二十八年になれば早い人は當るわけですか。坑内夫あたりはそうじゃないですか。

○安田政府委員 三十二年です。

○堀川委員 そういたしますと、養老年金の支給額は現行法では月に三百円といふことになつておるわけですね。これはこのままで改正されてないので、これがもし三十二年なり三十八年になつて受給される場合には、やはり三百円でもつてなされようとするのかどうか。これをお聞きしたい。

○安田政府委員 三百円に下げて標準率を計算いたしますのは、これは堀川委員御承知の通り、今坑内夫でありまして千分の百二十三、一般が千分の九十四という高率になつております。そ

ういたしますと約一割あるは一割以上の金を給與から引かれるということになります。今の給與状態からいつててもできないわけでありまして。それで三百円に押えて、そのかわりに千分の三十といたしまして負担を軽くする。これは過渡的な臨時的の処置でありますので、今申しました三百円をそのまま固定して行くという考えは毛頭ございません。なるべく早い時期に根本的に総合的に考え直しまして、元の通りにもどして行かなければならぬと思ひます。まだその時期に來ていないと思つておりますが、いずれ社会保障制度審議會で、今これらの問題について案を練つておられますので、その問題にも当然触れた解決策があると思ひます。つまり言いかえまして、現在の保険のわくの中で問題を考えますと、現在ではこの方法しかないといふことになつて来ると思ひます。しかしさらに社会保険という、もう少し高い観点から問題を考へて行きますならば、たとえば国庫で幾ら負担するかといふようなところまで進めて行かなければ、現在のところでは解決できないのじやないかと思つております。

○堀川委員 養老年金の支給額の方は、実際に支給するようになれば、厚生省の方はこれを考え直してやるといふような約束なんですか。ところが現在もらえるようになっておる退職積立金なり退職手当金なりにしまして、その当時相当高額のものをかけていたと思ひますが、それが貯蓄をしておる場合に、どんな購買力が減つてしまつたのか、今日そのまゝ返すといふこととしか考へておられないといふことになると、先のことを約束なすつて

預けたときの貨幣価値と、引き出すときの貨幣価値が違つておるといふことは、戦後一般的な現象でありまして、今のところ特にこれだけを何とかするといふところまで参つておらないわけ

きか、たしかに議論があると思いますが、しかし将来のことなんかを考えると、おそろく社会保障制度ができ上るにいたしましても、やはり女子を入れたものになるのではないかと思

七百六十億ばかりありますが、一月去現在の数字でございます。厚生保険預金は百八十三億圓に相なります。

○**刃田委員** 大体預金部資金のうちの一割以上が、厚生年金の積立金である。

のですが、さつきおつしやいました
分とか何とかいうようなことが……
○和泉説明員 普通預金につきまし
は三厘、定期預金につきましてはた
いま四分、特別預金につきましては

振りがえることを前提とするわけでございます。そのほか最近是個別的な解を得まして、各種の公団に対する転資金を供給しております。ただい認められておりますのはその範囲で

ざいまして、昨年末におきましては、預金部資金を、やはり了解を得まして、銀行にその余剰金を預託したということはやつております。それ以外の方法とは、ただいまのところ認められておりませんが、次の段階といいたしましては銀行などの発行いたします債券、いわゆる銀行債を預金部資金で持てるように話し合いを進めたいと考えております。

○勸田委員 これは二十四年度の預金部資金の中で、相当の数量のものが地方公共団体の貸付の内容になっておるというふうに考えるのですが、この地方公共団体の貸付の内容、つまりこの地方公共団体に貸し付けたものが土木費とか、保健衛生費とか、社会労働施設とか、警察とか、消防とかそういう費目別にどういうふうに使われておるか。大体の数字でけっこうでございますが、お知らせ願いたいのです。

○舟山政府委員 地方債の発行に關しては、別途地方財政の監督上の許可があるのをごいまして、地方が歳入、歳出のバランスの不足の場合にこれを發行するわけで、その内容はきわめて多種多様にわたつておると思ひます。ただいまこれも急のあれで持ち合せておりません。

○勸田委員 その詳細な内容を知りたいのですけれども、後刻その資料を出していただけますでしょうか。

○舟山政府委員 預金部、政府といったしましては、地方債の引受けというのと一本になつておりますので、具体的に何の事業に幾らという資料がつてありますから、ちよつと確信がないのでございますが、ございと思へば、さつそくお届けいたしたいと思ひます。

います。

○勸田委員 私の方の市の資料で、地方自治庁の方の資料には、大体さつき私が申しましたよりもつと詳しい項目別で、起債の内訳がしてあるわけなんです。ただこれはどこから起債を仰いだかという点がはつきりしておらないのですから、これはもしも大蔵省の方でおわかりにならないければ、地方自治庁へ行けば、どこから起債を仰いで、こういうふうにおけたというふうなことは明瞭になると思うのですが、いかがでしょうか。

○舟山政府委員 本年度において發行せられた地方債は、ほとんど全部が預金部資金の引受けで、公募したものはございませんから、もし本年度の地方債についてごらんくださるならば、その内容がすなわち預金部資金から出ておる。こう御了承置きくだつてけっこうでございます。

○勸田委員 本年度という、二十四年度分はそうなんですか。

○舟山政府委員 そうです。

○堀川委員 よろしいか。

○勸田委員 いやまだあります。今の点を重ねてもう一度お聞きしたいのですが、そういたしますと、地方自治庁の方で出しておる資料によつて、地方起債を仰いでおるものがあると思へば、これはほとんどこの預金部資金から出ておると、かように考えてよろしいというわけですね。

○舟山政府委員 さようでございます。なおつけ加えますと、今年度は預金部資金では地方債三百十億を引受けしております。なお地方債を引受けするほかに、その前貸的なものも出ておる例がございますから、それらを総合

いたしました方が、全貌がはつきりいたすわけでありまして、これはひとつ調べたいと思ひます。

○勸田委員 その点は私も非常に重要だと思ひますので、ぜひお調べになつて、資料として出していただきたいと思ひます。それをお願いいたします。

次に預金部資金について、二十四年度の運用方針要領というものが出ておるといふことを聞いておるのですが、それによりまして、特殊なものに限られて、ひもつきで自治警察の費用に、これが使われておるといふことを聞いておるわけですが、そういう事実があるのですか。お伺いしたいのです。

○舟山政府委員 預金部といひましたのは、起債許可のありました地方債は、これを引受けるのをごいまして、預金部からひもつきでやることはないのでございまして。

○勸田委員 私が以前聞くとおるに、聞きまして、これは多分保険局長からお聞きしたと思うのですが、預金部資金は、総司令部の意向によつて、大体これを置かした日がきまつておつて、地方公共団体、公共事業というふうなもの以外は使われなかつたというふうな話を承つておつたわけなんです。先ほどの銀行局長のお話によると、今年度からはさらにこれが銀行の方の融資にも使われる。産業の方の融資にも使われるというふうな話も出ておるわけですが、それはどうなつたのですか。

○舟山政府委員 これは昭和二十一年だつたと思ひますが、司令部の覚書が出ておまして、国債、地方債に限り預金部資金を運用できる、これははつきりしております。その後昨年に至りまして、これを公団すなわち政府機関にまで運用を擴張されたのであります。昨年の暮預金部に相当の余剰金ができまして、当局といひましたのは、預金部資金が余つて運用されずにおるといふことはいかにも残念である。この余剰金を一時何らかの形で、金融市場にもあるいは経済界にも役立つように運用したいといふことを願ひ出しました。その結果として、昨年度ごく短期ではあります、一時余つておる金を銀行に預けたらよろしかろう、こういう許可が出た次第でございます。

○勸田委員 二十五年度の運用計画というふうなものは、大体できておるだらうと私も思うのですが、わかつておれば項目別に大体の御計画を御説明願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 二十五年度の預金部資金の総計は、新しくできます資金は千二百億もできるかと思ひます。ございしますが、ただいま申し上げましたような運用方針を授かつておるもので、今確定いたしましたものといひましたのは、地方公共団体貸付金三百七十億、これ以外には、たとえば、これもただいま申し上げましたように、金融債を持ちたいとか、産業資金に供給したいとかいうような希望はあるのでございしますが、これらについてはただいま折衝中でございます。

○勸田委員 そうすると、これは許可がおりれば、金融債の応募とか、産業資金にもお使いになるのをごいしますね。

○舟山政府委員 国民大衆の間から集まつて来た金でございますから、できるだけそういう方面に使いたいという

希望を持つておるわけでございます。が、ただいまいろいろの制限がありますのは、郵便貯金を初めとして、国としてきわめて大事にしなければならぬ金である、この運用にあつたて、いささかも欠損の生ずるようなことがあつては、預けた国民に対して相すまぬから、これは安全第一主義で行くといふような思想がございまして、そのために、ただいま申し上げましたようなことに運用が限られておる次第でございます。これを経済界あるいは国民全体の役に立たせよう、できれば運用範囲を広げて参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○勸田委員 銀行局長に対します質問は、大体それぐらいいたしまして、お願いいたしました資料をいただきまして上で、さらに質問いたしたいと思ひます。

次に、矢野政務次官にお尋ねしたいわけですが、ただいま銀行局長の御説明によれば、厚生年金保険は、すでに昨年末においても、相当の金が産業界の方にもまわつておる、さらに本年二十五年度の計画では、これがなお金融債の応募とか、産業資金の方にまわりますけれども、これは先ほど明らかになりましたように、この預金部資金のうちの一割は、直接労働者が積み立てたものである。半額は資本家が負担しておるわけですが、これが百八十億億円か入つておるわけですが、比較的労働者の方は、この金を納めるために、非常に安い賃金の中から、比較的の高額な料金を負担しておるばかりでなくて、しかもそれがすぐ目の前に返つて来ないで、二十年先、十五年先

というような長期の條件で預けておることは、この金が労働者の生活の向上のために、たとえ住宅であるとか、あるいは医療設備その他の施設のために使われるということを期待しておるから、こういうことをやつておるのだと思ふのであります。昨年未から、厚生年金の積立金を、そのいつた施設の方にまわしてもらいたいという声が非常に大きいわけですが、そういう方面に少しもまわらないで、さつき言つたように、この金がほとんど産業界、金融界の方にまわつて行くということに対して、厚生次官はどういうふうな考えでおられますか。そういう大衆の希望に対して、当然と思われるかどうか。もし思われるならば、今後大蔵省と御折衝になりますか。その点について御意見を伺いたいと思ふのであります。

○矢野政府委員 今の御質問は、またたいへん建設的な御意見が含まれておる御質問だと思つておりますが、その問題だけ実質的に私研究しておりませんが、その御意見の中にも、非常に傾聴すべきことが確かに含まれております。勤労者が汗によつて掛金として拂われたものが、結論的に全部産業資本の方面に重点的に使われるというような結果が事実あるとすれば、相当これは研究を要すると思ひます。ゆゑに厚生省といたしましては、ただいままでそれがどういふように運営せられて参りましたか、責任者である大臣ともよく打合せをいたしますし、また大蔵省当局が、今までどういふプリンシプルのもとに金を運用したかについて、十分折衝いたしまして、もし御意見の通りに、産業資金という方面の

みに重点的に使われるような結果であるとするならば、私としても相当これを是正する必要があると認めておるものであります。いづれ十分研究調査、打合せをいたしました上、また御返答申すことにいたします。

○田中委員 ただいまの次官のお言葉は、実はききよう次官に御出席願つたのは、大臣が出席できなかった次官というふうにお願ひしたわけでありまして、代理として御答弁だと思ふので、そうだとすれば、これは非常に時機をはずしておると思ふわけですが、この問題は、ききようやきのう起つた問題ではなくて、厚生年金について、労働者からの陳情も再々厚生省当局にもあつたと思ふわけですが、それから、この金がどういふふうに使われておるかというところは、詳細には地方起債の内訳を見なければわかりませんが、相当警察費とか、消防費とかいふような、むしろ特に最近ひどくなつて来た労働者の弾圧の費用にも使われておると思ふのですが、そういうことは、今後でなくとも、すぐに行われていくことなんでしょう、これに対して、もつとはつきりした認識を持つて、今までお受けになつた陳情等についても、大蔵省とも話が進んでおるはずじやないかと思ふのですが、そういう点については、大蔵当局と厚生省は折衝なすつたことはいないわけですか。この点についてお聞きしたいと思います。

○矢野政府委員 御意見はいたし方ございませぬが、それらの金が労働者を弾圧するために使われておるなどとは、さう思つておりません。日本の警察そのものが、労働者弾圧のため

に設けられたというふうなことの精神は、私と根本的に違つておるのであります。その折衝の詳細なる経過については、さういふ私答弁申し上げました通りに、いづれよく御満足行くようには、あらためて御答弁申し上げたいと思ひます。ただいまその資料を持ちません。

○堀委員 関連して伺いますが、先ほどから田中委員の質問に対して、政務次官が答へになりましたが、これは労働委員会でも、相当わが党あたりは問題にして来たものでございまして、去年の第五国会あたりから相当論議がかわされておるはずでございまして、この厚生年金の積立金を、三分五厘の利率で大蔵省がどういふふうに使用するのはいくらなんともいふは、相当長い間ございまして、矢野政務次官が政務次官になられます以前にも、相当参議院の方で問題になつたこととあります。それを今日まだこれから研究いたしまして、というふうな答弁では、私は田中さんじやございませぬが、まことにたよりないと思ふのでございまして。これは衆参両院の労働委員会でもついておるはずでございまして、まだ次官がそれについて大臣と相談なすつたことがないというふうな言葉は、まことにもつてけしからぬと思ふのであります。わが党といたしましては、これは労働委員会からやかましく言われており、厚生委員会としては、当然厚生省の方で使ふべき金なんだから、これをあらゆる社会事業施設に使ふとか、また労働階級の救済事業にいろいろ使ふというふうな面に充てるべきが当然であるということを言えといふことを言われております。速記録を調べてもら

いましたら、相当言つておるはずであります。でありますのに、政務次官が、これから大臣と相談しなければならぬというふうなことで、大蔵省とかけひきなすつたという、前の林厚生大臣の答弁はうそで、今の政務次官のおつしやるのが正直なんだと思ふ。ときどき困ると、うその答弁をなさるということが林副総理にはあるらしいというふうな、先ほど来思つておるわけでありまして、この次は、ぜひ林副総理を呼び出してもらつて、この点を追究したい。林副総理は、かけひきをやつて相当うまく行つておるという話を第六国会においてやつてゐるが、政務次官はこれからするといふのは、これはどつじまつまの合わない話はないと思ふ。これは私だけが言つておることじやない。わが党の政調も言つておることでありまして、今ごろそういう答弁をいたしたいのは、労働委員会にもしかられますから、副総理の答弁がほんとうか、政務次官の答弁がほんとうかといふことを確かめさせていたきたいと思ひます。これは次の委員会に残さしていただきたいと思います。

○矢野政府委員 詳細な経過については、その責任の面から當つては、保険局長からまた答弁しますが、私の申し上げたのは、さういふ田中委員の御質問と御意見に対しての、政務次官としての考えで、今問題になつてゐる御質問の点が重大であるので、さらに政務次官としては厚生大臣と百尺竿頭一步を進めて、大いに御希望に沿うような結論を出そうと思つております。おしかりの点は十分ちやうだいいたしまして、大いに勉強いたすことにいたします。

○安田政府委員 今の政務次官のお答へにちよつと補足させていただきます。労働者の零細な金を積み立てた金であるから、非常に大事なものであることは論をまたぬのであります。しかし現在の厚生年金が積立金制度をとつておりましたので、そして毎年積み立ててある一定の時期になりますと、どつと支出が出て来る。そのときのための用意としての性格を持つてゐるわけでありまして、従ひまして、労働者が積み立てた金でありますからして、それを全部労働者の方の福利施設として使うという利、確実に運営して行くというふうな責任もあつて、全部をそれに使ふといふことはやはりむづかしいと思ひます。従ひましてその中の一部分を、労働者の方の福利資金に安く還元して貸し付けるというところは、まことにけつこうなことだと思ひます。これが実は戦争中は大蔵省と協約ができておりました。運営しておつたわけでありまして、先ほど銀行局長がお話になりましたように、戦後メモラソム等の関係でそれができなくなつております。それにつきましては、政務次官も大臣もいふんと骨を折つていただいております。なお大蔵省におきましては私も同じく見解でございます。この前の当委員会でお話いたしましたように、国内的には大体目鼻がついて来ております。その上でのことを、大臣、政務次官から御処置願ふことになつております。

○堀委員 よくわかりました。一応御努力なさつたあとにはうかがわれるのでありますけれども、今おつしやいまし

た局長の言葉は少しおかしいと思うのです。それはもちろん積み立てておいてある金ですから、なるべく利子の高いところへ貸して、少しでもうまく使えばいいというようにおつしやるけれども、一応積み立ててあるものであつて、これを大蔵省が流用しているという点においては、私はかわりはないと思うのです。ですからこれは私ども聞き及ぶところでは、どうも厚生省がそういうところが、設置後日なお浅い省であるので、大蔵省にしてやられていく。そうして大蔵省はこれを三分五厘の利子で握つて放さぬということをやつと聞いたことがあるのですが、このところあたりがほんとうではないか。銀行局長がおいでになりまして、ひとつ——労働者の零細な、強制的に積み立てさせた金を大蔵省が握つて放さぬというふうな今までの風聞がほんとうであるとするれば、これはけしからぬと思います。今局長のおつしやつたところによると、大蔵省も同じ見解を持つておられるならば、けつこうで、近ごろお持ちになるようになったのではないかと思いますが、ひとつその趣旨において御努力をすべき点があるならば、厚生大臣及び政務次官もおやりになるのでしょうか。われ／＼国会議員といたしまして、お互いに御協力申し上げますから、これだけが協力してできないことはないと思ひますから、ひとつ今後さらに御努力を願ひたいということ、特に大蔵省の方々に申し上げます。

○舟山政府委員 大蔵省に対して御発言がございましたので申し上げますが、この資金の運用につきましては、政府関係の資金は、預金部に集めまして、これを総合して、安全かつ確實、国民経済のためになるように運用するということになつておるのであります。これが多年の方向として、こういふふうに進捗して参つたのであります。すなわち各方面で集まりました資金を、総合的に、財政なり国民経済と合せて方向に流すという考え方をとつて、その集まつた口ごとに一つ／＼それだけに充てて還元するという考え方は、資金の効率的な運用とか、あるいはやはり運用ということにつきましても、確実ということ、つまりこの零細な金を出しました人々のためにいささかも損害を與えない、確実という面が強く強調せられますので、これはひとつに集めて、しつかりした運用をして行くということが適當であらうと考えます。従ひまして各方面から集まつて参ります資金を、ただバラ／＼に還元するということでは、資金運用上は適當でないと考えます。またこの預金部資金の使い方でありまして、これは國家機關またはそれに準ずる公共的機關について放出せられますので、決して國民全般のために参つておらぬというふうなことはないのでございまして、こゝういふ行き方をとつておられることをひとつ御了承願ひます。將來この行き方をどうかえるかというふうなことにつきましては、また別個の問題として研究いたしたいと思ひます。

○提委員 ただいまの銀行局長の御答弁でわかりました。これは局長を責めてもしかたがないのでございまして、現在の政府與黨の性格ですからしかたがないですけれども、そのときそのときに応じて国民経済というものを勘案して、そんなに文句にとらわれず、もつとほんとうの庶民階級の救済策というものがなければならぬと思ひます。これが政治だと思ひます。たとえば未亡人の問題にいたしましても、無差別平等という言葉をいつても固執なさつて、差別的な環境に育つて来た未亡人、母子家庭というものが、今日なお救済できないというのが民自党の性格です。一局長を責めてもしかたがありません。政務次官がおいでになつておられますから申し上げておきますが、ひとつ影の形にそうございまして、かゆいところの手に届くような方策をそのときそのときに打つていただきたい。政務次官は次官になられますまでは野党的な色彩の強い方で、はつきりとした主張をなさつておつたのであります。が、政務次官のいすをお占めになられましたから、林副総理に相手をかけて実現していただきたいということをお願いいたします。これは厚生年金だけに限らず、私は特に社会党といたしましてお望みいたします。

○舟田委員 ただいま御説明になりました厚生年金の積立ての中から、一部を労働者の方の福祉にまわすという御計画だそうですが、大体これはどれくらいの割合になりますか。その点をお漏らし願ひたいと思ひます。

○安田政府委員 大体一割以内というくらいのことと考えております。

○舟田委員 やはり保障局長にあるいは次官なりにお聞きしたいのですが、ただいま局長から厚生年金というふうなものは、労働者の非常に大切な零細な金だから、ちつともそれが損が行かないように大蔵省の預金部の中でじつと持つておられるのだというお話がございましたが、しかしそういうふうな大蔵省の中でじつと持つておつて、それがまわりまわつて警察の金になつたり、消防の金になつたりするということとがほんとうの大事な持ち方か、それとも今は御承知のように、労働者はきよう食べる金、あす食べる金がないというので、ほんとうに自殺したりあるいはやけになつて暴動を起したり、そういう状態がたゞさんあるもので、そういうふうになつていて、これから十年先、十五年先に幾らかしれませんが、金をもたらうのを平生から積み立てておくための大事な金の最も適當な使い方か。こういうことについて、もう少し常識のある御返答が願ひたいと思ひます。少し意見にわたるかもしれませんが、それでもやはり大事な金は預金部に収めておいて、間違ひなく利殖をはかつてふえて行く方がよいというふうにお考えでしょうか。それともわずかに一割くらいのお金は、どういふふうにお使いになるのかしれませんが、大して労働者の方の福祉にならないと思ひますが、御返答を願ひたい。

○安田政府委員 積立金の中から約一割と申しますと、大体二十億近くになつておられると思いますが、これが被保険者の方のいろ／＼な施設に入つて行つて使われる。たとえて申しますと、住宅の資金になるとか、あるいは医療機関であるとか、あるいは教育施設とか、いろいろたものでございまして、二十億の金を、現在これはどうせ利子をつけて貸すわけでありまして、これをこたすというふうになりますと、やはり相当な額じやないかと思ひます。そういう意味に使われる金といたしましては、決して少な過ぎるということはないというふうにお考えをいたします。なお十五年とか、二十年も先になつて使われるよりも、すぐ使つた方がよいというお言葉もありましたが、そういういたしますと、考え方として養老年金が成立たないということになりますし、おそれる今度できます社会保険制度におきまして、養老年金なるものは相当重い比重を占めておられるものと思ひますけれども、そういう意味からも、私はこゝういふ制度はまず／＼助長して参りたいと思つております。

なおこの機会に、先ほど國委員からちよつとお尋ねがありました予算のことについてお答え申し上げたいと思ひます。養老年金の方の來年度の予算の十二億の給付額の内訳でありますけれども、遺族年金が七千九百二十一万四千円、寡婦・遺児年金が四億三千八百五十三万五千円でございます。それから障害年金が四千八百五十二万五千円、障害手当金が四千四百五十八万一千円、脱退手当金が六億三千六百五十九万八千円、合せて十二億八千七百四十五万四千円、先ほど申し上げました二億何の金は脱退手当金が入つておられます。これが五億円もありませんので、本年度の予算は、昨年の予算額に自然増を見込みました額であります。

○堀川委員 銀行局長は参議院の予算委員会へ行かなければならぬと思ひますが、銀行局長に御質問の方からお願ひします。

○青柳委員 ひとり厚生年金ばかりでなく、簡易保険等から預金部に積み立てておられる、その積立金の運用につきましては、確實な操作をされておられることはわかりませんが、その運用の間におきま

して、政府当局は利益をもたらすことを考へておられるかどうかという点であります。この厚生年金は、勤労者の零細な金を集めたものであります。従いまして、この勤労者から集まつた零細な金をもつて、国家が利益をはかるようなことはないと私は思うのであります。聞くところによりますと、厚生年金の方に入りますと利子は安く、他に貸し付けられるときの利子は高いように見受けられるのでありますけれども、そういう考へ方はあり得べからざる考へ方のように、厚生行政の立場からは考へられるのであります。御意見を伺います。

○舟山政府委員 預金部資金の運用につきましては、利ざやを多くして蓄積を多くするというところは少しもねらいではございません。現状におきましては、経費の増高その他から、今年度においては、一般会計から三十数億の赤字補填をしております。来年度におきましても、まだ三億四ばかりの赤字補填をすることになっております。これが自立採算の域に達しますれば、貸付利率等は下げるようにいたしたいと考へておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○青柳委員 ただいまのお答えを承りまして安心したのでありますが、この厚生年金の金は、何べんも申し上げますように、勤労者の零細な金を集めたものでありますから、それだけ有利なように、厚生年金の方に利子を出すように、今後とも十分な御努力を願ひたいと思ひます。私は昨日の委員会におきまして、最初にこの積立金の問題を取上げて、前々から数回にわたりました、本国会におきまして、この積立

金は勤労者の福祉施設のために返すことを希望しておるのでありますが、今はぜひこの問題を解決したいと存するのであります。その点につきましても、現在大蔵省御当局の御努力を感謝いたしますとともに、この問題が実現するように大蔵省御当局においても十分の御努力をお願いいたします。

○岡(長)委員 先ほど刈田委員の御質問に對して政務次官から、きわめて巧妙な御答弁がありました。これは厚生保険特別会計法の第十二條で、「各勘定ニ於テ支拂上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ大蔵省預金部ニ預入ルベシ」という法律があるわけでありまして、問題とは、これを特別な金庫を設定するといふような形で、労働者の強制的に積み立てられた、乏しい資金から出しておる保険料は、一括集約して、五十六條に規定されておるようによつて、福利施設に大幅に使へるようによつて、法律的にはできないでしようか。保険局長はその点おわかりだろうかと思ひます。どうでしようか。

○安田政府委員 現在のところは、仰せのようによつて、あるいは預金部の資金に入れることになっております。これは現在の建前でございまして、そのほか一つの基金を持つていふような考へ方もあるかと思ひますが、その点につきましても、まだ十分研究いたしておりません。

○岡(長)委員 それから政務次官にお伺ひしたいのですが、先般も委員会で保護課長との質疑におきまして、また本日の保険局長との応答におきまして、よく社会保障制度というものが実現されるならばという假定

が、御答弁の中に見えるのであります。聞くところによれば、社会保障制度の確立については、相当関係方面におきまして、これを促進するような空氣もあるように承つておるのであります。従ひまして、おそろく年度内には、一応まとまつた案を、保障制度審議会から報告があり得ることと私は想像いたしておるのであります。もしそういう報告があつた場合に、政務次官は重大な決意をもつて、その実現のために、法的予算的措置を講ずるといふかたい御決意があるかどうか。打出の小槌のように、何でも社会保障制度ができるならばということでは、一般国民もきわめて安心が行かないのであります。政務次官の御決心を承つておきたいと思ひます。

○矢野政府委員 社会保障制度審議会の意思がそこに決定いたしましたならば、内閣総理大臣に對して答申せられまうので、厚生行政に關するいろいろ結論づけられた問題は、ただちに厚生省としても民主的な世論の反映といひまして、真剣に取組んで行きたいと思ひます。いづれ二十五年度の通常国会としての予算審議等は、あるいは終了して間に合わないような場合もあり得ると思ひますが、その際は来るべき臨時国会において、補正予算等において予算措置をすべき問題はただちに予算措置をするといふような決心を持つておる次第であります。

○岡(長)委員 昨年の八月二十二日付で、社会保障制度審議会は第一回の報告をなした。ところが、その緊急立法として健康保険の赤字財政の克服をやれといふ報告は、完全に無視された。また生活保護の改善強化に關する報告

も、すでに送られておりますが、現在まだわれ／＼は審議に至つておらない。こういうようなことで社会保障制度審議会の報告というものが、これまでものところ、少くともきわめて無責任な取扱ひをされておるということは、われ／＼としても非常に遺憾に思つておりました。今度社会保障制度審議会の総合的な制度に關する報告があるならば、ぜひとも当局としても実現をする所存であるといふことは、昨年の本会議における私の質問に對して吉田總理も答へられておりましたが、やはり特に厚生省当局としても、重大な決意で実現していただくように、くれぐれもこの際お願いいたしておきます。

○矢野政府委員 ごもつともであります。それらの報告については、全面的な改正にまだ着手しておりませんが、健康保険におきましても事務費の二割増加、あるいは生活保護法の改善についても、目下ある程度その精神を汲んだ改善をすべく、もう今明月中にオーケーを得ることと思つて御審議を仰ぎたいと思つております。よく御趣旨に沿うように十分の決意をもつて望みたい覚悟でございます。

○田委員 本法案の質疑も、大体終了いたしておるものと思われのであります。この際質疑を打ち切りまして、討論を終結後決に付せられんことを望みます。

○堀川委員 ただいま田委員より本法案の質疑を打ち切り、討論終結の後決に付せられたいとの動議が提出されましたので、その採決をいたします。本動議の通り本法案の質疑を打ち切り、討論終結の後、表決に付するに賛成の諸

君の御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○堀川委員長 起立多数。よつて本動議は成立いたしました。これにて本法案の質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

「委員長不公平」と呼び、その他発言する者あり
○金子委員 これはただ單なる進行上の意見でありますけれども、厚生委員会にはとき／＼出ておまして、非常に超黨派的で気分よく研究させてもらつておるのであります。きよりの動議のように、この改正法のことばもちろん問題はないといひましたが、このうゝ機会に、たとえばこの厚生年金そのものを一つとりまして、これは次の社会保障制度の一環であり、私どもの率直な立場から言ひますと、今までの保障制度といふものは、各職場職場あるいは、地域々々によつて、おのの別個に起つておる。こういうあり方ではいけない。そうするとこれから国民の全体の立場に立つて、機会均等の社会保障制度といふものををつくり上げなければならぬ。こういうふうな大きな職務を私どもは持つておると思ふのであります。従つて本会議や何かの運行上やむを得ないときには、委員長の方から、こういう事情だからこれは一応通して、研究課題としてあとに残してほしい。それから時間が許されるならば十分討論をしまして、そうして建設的に次の効果をもちますように議事進行を進めたいと思ひます。こういうことを私は議事進行に對する意見として申し上げます。

○堀川委員長 いや、これは相当この前も予備審査もしておりますので、こ

の厚生年金の問題に對しましては、この法律案を上げたからと言って、質疑がでるはずはないと私は思う。だからそれは、どなたかを呼んでこういふことを聞きたいということをお聞きかじめ言うていただければ、何度でも呼んでもらうようにする。それで質疑をしていただけたら結構かと思ひます。ただ私が考えますのは、この法案を上げましてあとにつつかけて来るおやが、まだ五つか六つありますし、それからまた法務庁の方も来ておりますし、相当これ重大なる問題だと思ひますので、そういうふうなかつこうになつたかもしませんが、いろいろ御審議をしたいことは、どしどしやつていただけたら結構かと思ひます。いつでもおやになるならば、呼んで来ることはやぶさかではないと思ひるのであります。

○菊田委員 議事進行について……私はやはり皆さんも聞きになつておつたように、きよりの私の質疑はまだ済んでいないし、さらに銀行局長も資料を持つて来て説明をすると言つておいでになるわけでありませう。この説明をしていただく点は、先ほど委員長の方でもおわかりになつたように、預金部資金から出せる金が、どういふぐあいに使われておるかということの、詳細な資料をいただくことになつておりますので、そういう点も十分審議をした上でないと、これについての討論ができないというのが共産党の態度なんでありませう。ですからそういうことをさせないで、これは何も非常にとあへ延ばすわけではなしに、おそらくこの次の委員会まで待つていただきますならば、それができるわけであり

ますから、私はぜひこれをしていただきたいと思ひのであります。これは四月一日が施行日になつておるわけですから、きよりと三十分や四十分の間をこの厚生委員会とするといいことが、どれだけ今後の議事の妨げになるのか。そういうことも考えないで、私はこういうことを審議の仕方をするとは、たゞ自由党とかあるいは委員長とかの利益のために、そういうふうな審議がいかにもしれないけれども、私は本委員会における審議は、あくまで国民の利益に基いて審議をされなければならぬと思ひのであります。そういう点について、まだ不十分な点が残つておるから、これの質疑をしたいというこゝに對して一方的に打切るといふことは、私どもとしては承服できない。この前のときには、私は皆さんの御意見だつたから譲りましたけれども、もしきよりやそういうふうなことをなさるのであつたならば、私は議院運営委員会に出して、そういう一方的なやり方については、徹底的に争つてもありますから、その点を申し上げておきます。

○堀川委員長 舟山局長から言われたことはあとから資料を持つて来ますというだけで、持つて来て答弁するとは言わなんだ。あなたの方も資料を提供していただきたいということだけで済むから、それからまたあなたが言われるように、あと三十分か四十分で済むというこゝですが、私の方ではその簡単に考えられない。この前のときもそうでありませうし、どうもてんでばらばら、長いことやられたつてしようがないと思ひますので、きよりは委員長からの動議が出ましたので、動議通り

やつたわけでありませう。○菊田委員 しかし皆さんも聞いておいでになるのだから、聞くだけで……

○堀川委員長 聞くことは、あなたがお聞きにならうと思ふことは、どの局長でも議長でも呼んで来ますから、いつでも聞いていただければよろしい。

○菊田委員 もしこのまま議事をお進めになるならば私は退席いたします。「退席する者あり」

○堀川委員長 それでは討論に移ります。青柳委員。

○青柳委員 私は民自党を代表いたしました。本法案に賛成するものであります。本法案の趣旨とするところは、いわゆる任意継続被保険者について、この際暫定料率を設けようとする点と、もう一つは、元ありました退職積立金及び退職手当法に基きますところの退職積立金と退職手当は、現在事業主が保管しておられますが、その額は非常に少額である。しかし一方事業主並びに被保険者よりも、強くこれを精算してくれろという意向も申し出ておるものであります。その線に沿つて改正をしようとする、たつたこの二点であります。

積立金の問題などにつきましては、この改正法案の干渉するところではないのであります。この二つの点につきましては何ら異議をさしはさむものでなく、すみやかにこの法の実施せられんことを切に望むものでございます。なお先ほど御議論の中に積立金の問題も出ておりましたので、厚生年金と申しますと、いつも積立金の問題が議に上るのであります。この積立金を

現在被保険者たる勤労者の福祉施設に還元しておらない点は、いかにも残念でございました。何とでもしてこの実現をはかりたいのでございますが、この問題はひとり現在の内閣がやつた問題ではございません。片山内閣時代に、やはりこのままで通つておつたものでございまして、わが内閣におきましては、この問題を解決しようとする熱意を非常に持つておられるという点について、私は非常にうれしく存するであります。私はこの厚生年金の積立金が、すみやかにこの被保険者たる勤労者の福祉施設に還元せられることを切に希望いたします。それを條件といたしましてこの法案に賛成するものでございませう。

○堀川委員長 岡委員。

○岡委員 私は日本社会党を代表いたしました。本改正案に賛成をいたします。しかし次の二点を特に急速に政府として法的、予算的措置を講ぜられたいのであります。

第一点は今青柳委員も申されましたように、積立金の運用の件であります。現在労働者がきづけにされた低賃金の中から、法的に強制をされて拂つておるところの基金が、今年度の予算においても、労働者の福利施設には、法によつてなし得る規定があるにもかかわらず、二千三百五十万円しか出されておらない。しかして百八十一億が預金部の方に預入されておるといふふうな現況にかんがみましても、ぜひとも会計第五五條の改正、あるいは特別会計の規定を設けるか、それとも社会保険の特別会計法の十二條を改正いたしました、特別な基金のプール化に充て、重点的に大幅に、これを

労働者の福利厚生に導入すること、法的措置が講ぜられたのであります。

第二点は、この厚生年金は、現在日本的一般民間労働者を対象としておりますが、しかしながら社会保障の観点から言へば、単に官吏あるいは民間労働者のみならず、広く日本の人口の二分の一以上を占める農民もまた、当然養老、あるいは遺族下付等の年金の制度に浴せしめて行くべきであります。いわんや現在輸入食糧の關係や、あるいは肥料の値上り、その他いろいろな形において、恐慌のまつただ中にある農村に對しては、かかる制度を廣げて、全国民をその適用の対象とするところまで、力強く前進される必要があると思ひますので、その意味合いにおいて、重ねて社会保障制度の実現のためには、政府は懸命の努力と責任ある態度をもつて善処せられんことを強く要望いたします。本法案に賛成をいたしますのであります。

○堀川委員長 以上で討論は終局いたしました。採決に入らばであります。都合により採決はあとですることにいたします。

○堀川委員長 次に、派遣委員の報告聴取の件を議題にいたします。

○堀川委員長 その間に政務次官に一つだけ質問させていただきます。

○堀川委員長 それでは堀委員。

○堀委員 政務次官にちよつと質問をいたします。私のところにしきりに住宅金融公庫法案のことについて、いろいろと問合せがあるのであります。おそらく他の厚生委員も、たくさん問合せを受けておられると思ひます。これ

○堤委員　住宅金融公庫法案の運営、でき上つてからの実態面においては、相当労働者、つまりほんとうに金融公庫の法律によつて救われなければならないところの人たちの声が、入れられなければならないと思うのでございますが、建設委員会だけでやられると、これはほんとうの目的通りに運用されないのじやないかという心配が、非常にあると思う。だから労働委員会、厚生委員会は、十分これに対する意見の

対策を樹立する目的でございます。私と田中重綱君と岡良一君と三名が行き、なお専門員の引地亮太郎君、調査主事の神田洗君を同行いたしました。なお厚生省から玉村技官の御同行を願ひまして、調査の方法は、療養の実況に關しますことは療養所におきます医師と看護婦その他の職員の活動状況、及び患者から直接にその状況を聴取し、並びに施設を視察いたしました。なおこの不祥事件に關しましては、同じく

れは朝夕分刺注射をすることが最も望ましいのでありますが、人手が足りないために、これを一日一回しか注射しておらないのが現状であります。この医療要員の不足のため、医療効率の減退を来しておる実情であります。ゆえに少くとも医師は十名、看護婦は病床二十に対して一名になるように、要員の充足をなさなければならぬと考えて参つたのであります。なおそのほか研究設備を充実し、研究費及び図書費を

が、その雜誌、紙等を購入することができない状況にありますので、これは四百圓程度に増額する必要があると考へるのであります。

次にこの土地は火山灰地帯でございまして、ことに雪も多く、また結氷すること非常に多いために、その土質が霧柱で持ち上げられて、それが、解けますときには、道路は非常に悪くなるのであります。そのためにトラックスの車輪は埋まり、深きみぞをつく

いまして閣長は自主的な保全措置を講ずることができなかったということですが、この事件の原因であると考えられるのであります。また事件が発生いたしました以来、矢島閣長は終始陣頭に立つて職員を指揮し、職員もまたこれに一致協力して事件処理に万全を期し、手落ちがなかったものと私どもには見られたのであります。今次不祥事件の発端ともいふべき被害者中岡哲夫その他の兇暴なる言動については、衆

泉園より警察署に連絡し、警察官を派遣して調査しておるにかかわらず、草津町警察署においては、事前に適当な防犯的措施を講じなかつたのであります。事件発生の当夜におきまして、警察官が園から派遣依頼を電話で受理してから現場到達まで、わずか三キロの道に二時間半を費し、その現場到着後においてもなお警官の面前において、撲殺が行われたのであります。事件に關係しておる患者は目下自願自戒しておりますので、ただちに今後不祥なる事件が続発する危険はないように考えられました。しかしかくのごとき事態が起らないために、将来に備えるためには、次の対策が必要であらうと考えております。

まず第一として、本國の周囲にさくをめぐらし、患者が自由に外出できないようにしなければならぬと考えるのであります。

第二は該療養所入所患者に対する懲戒検査の執行については、本事件發生後昭和二十五年二月二十七日厚生省醫務局長及び公衆衛生局長連名をもつて、管下施設に通牒されたのであります。が、所長の懲戒権は一応回復したことはなつておりますが、所長の行方監禁処分は憲法違反であるという見解が強いために、最高檢察庁及び法務府等においても、これに対する明確なる解釈を加え、即刻これを管下の施設に通牒を發し、徹底させなければならぬといと考えるのであります。

次に療養所内にあります監禁室は、探光、換氣、濕度、保溫等に留意して、民主的な施設にすみやかに改造する必要があると考えるのであります。これは現在使用しております過去に

ありました監禁室を直接に見まして、その設備があまりに不良でございました、これでは人権蹂躪問題も起すのもわりからぬのではないかと、うふうに感じられたのであります。これを改造いたしまして、代用刑務所として、ある法的な措置が今後講ぜられなければならぬと考えるのであります。もちろんこの場合その收容しております者に對しての治療は、療養所長がこれを行う。しかも監視は警察官においてこれを行わなければならぬと考えるのであります。

次に万人は法の前には平等であるという原則に立つて、司法権の発動は、癩患者に対しては假借なく同様に適用せられなければならないと考えるのであります。従つて必要な取調べ、拘束等は、躊躇することなく行われなければならないなりません。その結果、起訴せられ、あるいは成規の判決を受けた者は、刑務所に收容されなければならないはずであります。しかるに現在その設備がないのであります。そのため今までの癩患者の犯罪者は、あるいは行刑猶予になりますか、その他の方法をもつて、事実刑の執行が行われておらなかつたのであります。これが癩患者をして、あたかも特権があるかのごとく、いかなる犯罪を犯しても自分たちは刑に処せられることがないという觀念を興えましたために、かくのごとき事態が起つたものと考えられますがゆえに、癩療養所に隣接して特別なる刑務所を一、二箇所を設置をしなければならぬと考えるものであります。しかもその刑務所内の療養は、療養所長がこれをなすべきであります。

次に四として、刑を終つた者、あると

いは刑に付するには及ばないが、教化を必要とする者に対しては、特別な教化施設を持つておとところの療養所を別につくるべきであらうと考えるのであります。

次は五といひまして、本園においては相當数の朝鮮人の癩患者を收容しております。この朝鮮人癩患者は、その風俗習慣が日本人と異なり、言語の理解が不十分であるために、しばしば意思の疏通を欠くことがあるのであります。そのために療養所の運営に支障なしとしますので、これは日本人たちの希望もございしますので、なるべく早くこれを本園である朝鮮に送り返すような処置が講ぜられなければならぬと考へるのであります。

なご詳しく申し上げるといふことがございますが、これをもつて概略の御報告といたします。なお御質問がございましたら、資料は非常にたくさんございますので、お答えいたします。

○岡(良)委員　なお私ども現地に参りまして、當國に約一千余名の癩患者が收容されておりますが、その代表の人たち十名ばかりと、いろ／＼隔意なき懇談をいたしました節に、いろ／＼な要求もありましたが、全体が一致して特に強く要求をされておつた点を一言だけ、丸山さんの御報告につけ加えて申し上げておきたいと思うのであります。

それは現在の社会の癩に対する認識がきわめて遅れておる。癩は現在ではすでにりつばな伝染病であり、従つてこれを予防することのできる方法もすでに確立されており、かつまた治療等も進歩いたしまして、その輕快を見る

段階にまで進んでおるけれども、古い
いわゆる天刑病という觀念のもとに、
癩患者のみならずその家族に對して
も、まことに不当な取扱ひを受けるた
めに、そのために起る精神的苦痛は、
患者のみならず家族にとつてもまこと
に遺憾であるので、政府としてもこの
癩患者の癩病そのものに対する最近の
医学の段階においての適切な認識を、
広く世間一般にも普及せしめてもら
いたいということが、その懇談会の代
表者の諸君のひとしく叫んでおられた
点でありますので、一応補足的に御
報告を申し上げておきます。

○堀川委員長　御質問はございませんか。それでは今の丸山委員の報告に對して、久下医務局次長から何か御意見を承りたいと思います。

○久下政府委員　ただいま丸山委員から将来の改善対策につきまして、いろいろと御意見がございました。厚生省に關係をいたします部分につきまして、私から現状並びに今後の私どもの考え方につきまして、御説明を申し上げます。

まず第一はプロミン注射をしておきますのに、これに必要な医師及び看護婦の人員が非常に少くて困るという話でございます。確かにお話の通りでございますまして、私どももいたしましたしは、昨年来プロミンの注射をいたしたために、医師及び看護婦の定員を増加する必要があるということを認め、二十五年度予算の折衝に当りしても、相当数の増員を見込んで要をいたしたのでございましたが、全体的な増員抑制の方針に押えられまして、そのための増員は認められなかつたのでございます。ただ御審議をい

できましたので、御承知であらうと存
 じますが、来年度の予算の中に、熊本
 の菊地恵楓園に一千床の新設の療養所
 をつくる予算が認められておりまし
 て、これに伴います人員の増加も、従
 来の比率で認められておるのでござい
 ます。これはまだ予算もきまつており
 ませんので、最終的な、確定的なもの
 ではございませんけれども、いろ／＼
 準備的な打合せをしております段階に
 おきましては、予算的には全然新しい
 療養所ということになつておりますけ
 れども、実際は菊地恵楓園の拡張とい
 うふうなかつこうでやるようになった
 方がいいのではないかという意見もあ
 るのであります。そうなりますと、そ
 こから若干の定員が削ぎ得るのではな
 いかと思つておりますので、もしさよ
 うなことになりましたならば、予算的
 には少しむりなのでありますけれど
 も、何とか他の療養所に少しづつ潤
 うようにいたしたいと考えて、関係の
 筋に認められたときには、折衝をする
 考えでおる次第でございます。

それから研究費でございますとか、
 あるいは職務手当の問題、寒冷地手当
 の問題、僻地手当の問題等、いろ／＼
 お話がございました。それ／＼も
 つともな点でございます。研究費につ
 きましては、きわめて少額のもので認
 められておるだけでありまして、御要
 求になりました各事項につきまして
 は、私どもとしても今後とも折衝を続
 け、増額に努力をいたしたいと考えて
 おります。

次は患者の慰安費について、現在三百円であるのを、四百円にしたい。これにききたいというお話でございます。これにも私ども全然同感でございます。二

十五年度予算の折衝に、その増額方を要求いたしましたのでありますが、従来通り二百円という事で、査定を受けておるような実情でございます。これらの点につきましても、なお今後とも一層の努力をいたしてみたいと思っております。

それから所内の道路が非常に悪いというお話でございますが、これは何とが予算のやり繰りがつきまじたらば、できるだけ早い機会に改善をするようにいたして参りたいと思っております。

次に秩序の維持の点でございますが、私どもに關係しては、まず第一は周囲にさくをめぐらすというお話でございます。この点は実は多少の問題があるものでございまして、御承知の通りある施設内を、公道でありまする奥道が走っておりまゝに、奥泉園の周囲にかきめぐらし、まゝに、一般の通行人に非常な支障を来すことになりまゝ。また道路を通行し得るようにかきをつくりまゝと、所の中の連絡が悪くなるという事で、実は非常に悩んでおるのでございまして、費用の点もありまゝ、この点につきまじしては、何かもつという方法があれば考えたいと思ひますが、ただいままで話が出ておりまゝところでは、公道である奥道が施設内を走っておりまゝ關係で、実行は困難な実情にあるような次第でございます。

それから監禁室の構造でございますが、御指摘がございました点は、ごもつともでございます。この点は先ほど申し上げました一千床の増床以外に、各療養所に、従来の施設の改善によつて、一千床別にふえることに相なつております。これらの経費を何とかやりくりをいたしまして、至急改善をするようにいたしたいと思つております。それから朝鮮人の患者を、希望に応じて本国に送還するようにということでございますが、この点は私どももぜひそうしていただきたいと思ひますので、關係の方面と十分連絡をいたして参りたいと思ひます。

なお最後に岡委員から癩に關する社会一般の認識が不十分であるから、これを徹底する措置を講じたらよいというお話でございます。ごもつともでございます。私どもも今後あらゆる機会をとらえまして、そういう点に十分の努力を拂ひたいと考えておる次第でございます。

○丸山委員 いろいろ今お話を承りまして、当局の御熱意のあることは、はた満足に存じますが、至急その点に沿つて実現せられるように御努力願ひたいと思ひます。ことにさくは私も多少問題であらうと実は聞いて参つたのであります。聞いて参りましたが、そのさくはそれほど重点ではなくて、金のかかる問題でありますから、それほど重点的に考えなくともよいかと考えますが、療養所の職員が現在勤めておられますところは、勤務地手当その他關係から見ても、非常に僻地の地でありまゝから、その子弟を教育する事ができない。現在勤めておられます方の子弟が、少くとも高等学校程度になつてはもうあそここの町にはおられない。もうここに勤務しておられることができないという事を訴えられておられます。癩療養所へ勤務しておられる方は、これはどちらかという、特殊な

方というわけではございませんが、特別な熱意を持つた方たちなのであります。こういう方たちを失ひますと、この補充にも非常に困難であらうと考へます。また現在勤められております年齢層を考えましても、七十歳以上の方が二人もおられますという事は、こういうことと困難さを物語つておるのではないかと考へますので、至急この点については御考慮願ひたいと考へておる次第であります。

次に法的なことを少しお伺ひしてみたいと考へます。御承知のように癩予防法には定められたものがあるものでございまして、これは現在空文に留めておるものでございまして、この前の議會にこれが問題になつた結果、空文になつております。法律に定められてあるものがない、空文になるという事は、はた望ましくないと私どもは考へます。しかし癩予防法に定められてあります今の所長が、こういう司法権を行使することは、この法律だけでさしつかえないものでございまして、あるいはその所長を特別司法警察職員として、特別指定するといふ法的な裏づけがなければ、これが実行できないものである。それが、それが施行規則にございまして内容であります。今の三十日以内とか、あるいは二箇月に延ばすかといふことでございますが、これは施行規則のようなものでございまして、これをきめて、法的にさしつかえないものであるかどうか。ひとつお伺ひしたい。厚生大臣が定める細則というやうなものもあつて、厚生大臣が司法に關する措置を定めて、それがすぐ効力を発生して、それでさしつかえないのであるかどうか。

か。この点をお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 ただいまの法制關係についてお答えしたいと思ひます。癩患者を強制的に癩療養所に收容するといふことは、これは申すまでもなく癩予防法の規定によつて運用されておるのであります。癩患者を社会から隔離して、癩病の伝播を防ぐという純粹にいわゆる予防的な行政措置でありまゝから、この癩患者の特殊性にかんがみまして、療養所の中で脱走を防ぐため、あるいは園内の秩序を維持するため、ある程度の懲戒処分をしなければならぬといふ必要は、当然認められるのであります。癩予防法の法律の委任を受けて、現在癩予防法施行規則というものを省令で規定されておりますが、この法令の根拠がおりまゝすれば、必要なる限度において懲戒処分を行うことは適法である。かように私どもは解釈しておるのであります。

○丸山委員 言いかえまゝと、別に園長は特別司法警察職員として指定する必要はないわけでございますね。

○佐藤(藤)政府委員 ただいま申し上げましたように、癩予防法の法律で委任をいたしておりますから、その委任の範囲内では、施行規則においては療養所長に懲戒権を付與してあります。これは一向さしつかえないと思ひます。

○丸山委員 実は法律が改正になつておりまゝから、その法は生きておつたわけでありまゝ。しかるに昭和二十二年の議會におきまして問題になりまして、癩療養所の所長がかくのごとき監禁を行うことは、人権の蹂躪であるといふことと、この法の適用が

とめられたのであります。従ひまして監置所と申しますか、拘留所と申しますか、どうも名前にはつきりわかりませんが、そういうものが今立ちくされの形になつておるわけでありまゝ。また人々の寄付金によつてできたと思ひますが、特別の病室と申しますか、重犯罪に属する癩患者を收容する特別なものができておつたのであります。これも現在荒廢になつておるわけでありまゝ。そのときのただ都合によつて、この法の執行を停止するといふやうなことが、二十二年においては行われておつたのであります。これは合法的なものでございまいしょうか、いかがなものでございまいしょう。

○佐藤(藤)政府委員 ただいまの通牒というものは、おそらく厚生省の方から癩療養所長の懲戒権の発動について、その運用上苛酷にわたらないやうにといふ趣旨で出たことと思ひますが、それによつてたゞちに法律及び施行規則を改正するといふやうな趣旨ではなかつたらうと考へております。

○丸山委員 そのときの通牒の全文を読んでもおりませんので、実ははつきりわからないのですが、事実においては、これはその使用を全然停止しておる状況で、そのためにかくのごとき惨事が起つたのであります。いかがでございますまい。

○久下政府委員 私から當時の事情を申し上げたいと思ひます。確かにお話の通り、昭和二十二年の暮以來、奥泉園事件の際にこの問題は、事実上の停止を見るやうになつたのであります。が、もと／＼問題の焦点は、今お話の中にございました特別病室と稱する刑

ましてときには、その一定の区画の中に入れて療養をする。そうして療養しながら刑の執行をするという方法をとりたいと考えております。従つて普通の受刑者のよいように禁錮刑、懲役刑等の区画を設けて收容するというようなことなく、一般にその代用監獄に收容して刑の執行をするというふうに行きたいと思つております。ただ裁判の上において、懲役刑の言い渡しを受けた者に対しては、刑法上一定の定役に服せしめなければならぬということになつておりますので、その難患者たる受刑者が、もし労役にたえる程度の軽患者でありますならば、その療養にさしつかえない程度で、あるいは労役を科するということも考えなければならぬと思います。

○丸山委員　次にお伺ひいたしたいのは、今の不祥事件の起りましたのは、何と言いますか、親分と申しますか、乱暴な人たちが短刀を所持して、他の善良なる患者を脅かしたというようなことが、直接の動機になつたわけでございます。この点につきまして、短刀を持つておるから、その短刀を取上げてもらえないかということ、草津の警察署にしば／＼連絡したにもかかわらず、警察はこれに対して、何らの処置もしなかつたということが、今度の事件の発端であると考えておりますが、しかし警察署から聞きますと、短刀を持つておつたのではないことを確実に言うためのではない。持つておるといふ風聞であるというふうに聞いたからこれを見なかつたのだ、こういうふうに言い訳をしております。しかし患者から直接聞いたところでは、そういうふうには申しておられないわけであ

ります。そういうような短刀を持つて
おつて、将来いろいろな事件が起りそ
うだというような危険があります場合
に、警察官が癪癪所に入つて、いわ
ゆる家宅搜索をするというようにこと
は、警察署方面から聞きますと、短刀
のあり場所をはつきりと、訴えた者か
ら指示してくれなければ、これは不可
能であるという答弁を受けた。さよう
なことでは警察権というものは、非常
に不十分だと私も考えるのであり
ますが、その点いかがでしょうか。

○高橋(一)政府委員 令状をもちつて
搜索をやり出す場合には、やはり搜索
すべき場所が明示されなければなら
ないと思ひます。だた具体的の場合
に、どの程度で場所なり、あるいは物
が特定されておるとかいうようなこと
は、具体的に判断しなければ一概には
言えないと思ひます。今のお話の場合
は、そういうふうな場所なり何なりが特
定しないというのが、警察官の口実にな
つたのか、あるいは申告した方で必
ずしも短刀を持つてゐるということに
確信が持てないで、どうもそうらしい
のだからという程度で警察官に言つたの
で、警察官もなか／＼動きにくかつた
のか、あるいは十分な根拠があつてな
お警察官が場所柄、非常に職務の執行
が敏速に行かなかつたのか、その辺の
事情は詳しくは存じておりませんが、
いずれにいたしましても私も私どもとし
ましては、癪癪所事件というものは、今回
の事件をさかのぼつて適正にどうする
ということは、かなりむづかしいので
はないか。要するに今度の問題を興機
といたしまして、たとえば拘禁の施設
であるとか、懲戒の根拠であるとかい

うようなものを逐次整備して参りまし
て、将来こういう事件の起らないよう
にするという方に努力を向けたとい考
えております。

○丸山委員 次に刑余の者及び刑に服
しなくともよろしいが、多少悪質な人
たちの強制保護施設、特別な癪癪所を
つくたらどうかと私も私どもは考へてお
りますが、これは久下さんかちよつ
と……

○久下政府委員 その点につきまして
は、なおとくと研究いたしてみたい
と思ひますが、ただ御承知の通り癪癪
所は、大体におきまして一般から隔
離されておりますし、また数箇所の癪
癪所は島嶼の上に、ほかに全然施設建
物がなく、癪癪所だけがあるというよ
うなところもございますし、癪癪所
それ自身、すでに教化的な目的を達し
得る施設でもあると考へられますので、
特別なものををつくらなくても、そ
うした面に対して、癪癪所の運営
上留意をするということでも、目的を
達し得るかと思ひます。なおこの点は
私も私どもといたしましても、十分検討を
いたしまして、御趣旨に沿うようにい
たしたいと考へます。

○岡(夏)委員 癪癪防法の第四條な
り、施行規則によつて監督することが
できることになつておるわけで、そ
ういう権利が所長には復活されたとい
うことですが、実際上津において見ま
すと、特別病室のごときは、きわめて陰
惨な、非人道的な印象を與えるものな
のです。また予防法の施行規則を執行
するためのいわゆる監置病棟というも
のは、きわめて非人道的な感じが突は
するのですが、ああいうものは、やは
り一つの施設の基準を厚生省あたりが

示されてやるということにしなければ
ば、昭和二十二年のような物語をかも
すと思ひますから、何かそういう点に
ついて具体的な考へがあらますのでし
ようか。

○久下政府委員 先ほど丸山委員のお
尋ねにお答え申し上げました通り、監
禁施設は各癪癪所にあるものではありま
すけれども、二、三年使つておしま
うので、相当荒廃をしております。ど
うせこれを使い始めます以上は、相当
手を加えなければいけないと思つてお
りますので、それにつきましては、ま
た委員の方々の御意見も伺ひまして、
御趣旨に沿うようにいたしたいと考へ
ております。

○岡(夏)委員 先ほどもちよつと申し
述べましたように、實際現地について
事情を見ますと、やはり癪癪であるた
めに、どちらかというところ、治外法
的に取扱われておる。そこで乱暴な者
は、おれは癪癪だから警察の方では手加
減をしてくれるというので、ますます
増長する。そこでまじめな園内の癪癪
者諸君が、それでは、警察が自分たち
の園内の秩序を守つてくれないなら
ば、われ／＼はわれ／＼の自力で秩序
を守らねばならぬというふうな形で起
つておるといふふうな動きも、非常に
強く感ぜられたので、そういう点で、
今後もあり得ることです。現に四十
三犯の患者が癪癪園に最近までおつた
そうですが、これなども微罪起訴処分
で、何をやつてもほん／＼釈放されて
罪を重ねておるといふふうなかつこ
うになつておるので、これは希望です
が、癪癪者の癪癪所の監置病室等を見
ましても、とにかく八千人ほどしか現
在收容されておらないし、推定の病人

は四万とも言われておるのであります
から、園内には相当の者が癪癪所に入
らないでおるの、警察関係等におい
ても、癪癪者はおるもの、非常に
なることは困難でも、とにかく伝
染病である、従つて予防することは
きつたのだという、科学的な認識を取
締めるの諸君も持つていただいて、不当に
治外法権的な取扱ひをしないように。
これは法務府あたりでひとつ大いに督
励していただきたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 この種の問題に
つきましては、從來は何といつても病
氣が病氣なものですから、第一線の大
勢の方々が、必ずしも思ひ通りに動
かなかつたと思ひます。しかしながら
もつと根本的な原因は、捜査、検査あ
るいは裁判をいたしましても、最後の
刑務執行が担当されておらないとい
うところが非常に重要な問題でありま
し、これを確保しなければ、いかに前
の手続をやつてみましても、結局は同
じことになるのじやないかといふ
に考へておられます。そこで私も
いたしましては、第一段の努力を拘禁
の施設を確立することに置きまして、
これに並行して捜査あるいは検査とい
うことを的確にやりたいと考へてお
ります。

○丸山委員 さつき岡さんがおつしや
いましたことを私はなら敷衍して申し
上げたい。現在荒廢に帰してゐるとは
申しながら、おそらく当時の状況は、
まつたくこれではおらなかつたと思
ひますが、拘置所は昔の伝馬町の牢獄
のような、大きな木の格子で前が固つ
てありまして、それには何らの風さえ
ぎる処置がなかつたらしい。御承
知のように草津は、夜になるとマイナ

ス十数度下る。あの所で拘置所とは
申しながら、吹きさらしの板の間であ
つたらしいのですが、格子が固んだだ
けで、しかもそのまわりは高いコンク
リートの塀で囲んで、日当たり悪い。
ああいう状況では、おそらく人権蹂躪
という問題が起ることは当然だと思
ひます。これからこれをつくり直す上
におきましては、拘置する、監禁する
というふうなことは、懲戒ではなく保安
である。特にそれは病舎であるとい
う考え方から、もう少し人道的な病室
らしい拘置所をつくられるようにするこ
とを、私の希望として申し上げてお
きます。そうでなければ、おそらく再び人
権蹂躪問題は必ず起る。しかもそのた
めに今より以上の惨事が起るといふこ
とを、私は特に申し上げておきます。

○中川委員 先ほど来何つておつたの
であります。今高橋さんから、最後
の刑務執行の制度が確立してないた
めに、これ以上の手はつけられないと
いうような御趣旨に伺つたのでありま
す。これについては、むしろ国会とし
て重大な関心を持たなければならぬと
思ふのであります。高橋さんの方で
何かこれについて、今日まで腹案なり
何なりお考へになつたことがありま
すか。

○高橋(一)政府委員 私の立場をあら
かじめ申し上げておきたいのでありま
すが、これは法務府でも問題が矯正保
護局の方の關係になるのであります。
ただ検査庁の方の仕事は私どもの検査
局でやつております。問題が今のところ、
厚生省の方と法務府の矯正保護局
の方の問題とにかかつてゐるわけであ
ります。それにつきましては検査局の
方としては、検査の立場から非常に関

心を持たされているわけでありませう。そういう仕事の關係を御承知置き願いました上で、お答え申し上げたいと思ふのでありますが、私どもの立場から申しますと、先ほど岡委員からもお話になりましたように、とにかく捜査、檢察、さらに裁判、刑務執行ということ

用監獄におきましては必要でございませんで、まず懲戒処分を行う場所としての施設を至急整備していただきまして、それを代用監獄というふうに法的措置を講じまして、それで大体の目的はまず達し得るのではないかと考えております。

とが的確に行われませんために、警察頼むに足らずといったような気分ができていることが、非常に大きな原因だつたと思います。そこでそれを的確に行いますために、刑務執行まで担当することが必要である。それと同時に、綱予防法上の監禁その他の懲戒の施設も必要でございます。私の考えといいたしましては、たとえば村山の全生園あたりを拜見いたしましたときに、やは

○中川委員 先ほど長官から、拘禁の施設について厚生省と折衝したところが、今年度は予算がとれなかつたというようなことでありますが、これは久下さんに、一体どの程度の御構想になつておられますか。予算はどの程度厚生省としてはおとりになるつもりであり、また全国の療養所などの程度のものをつくらうというような御折衝をなさつておりますか。

りお話のように昔のいわゆる牢屋式の監禁施設でありまして、今日では、もはや懲戒の施設としても不適当であるかと考えるのでございます。そこで贖身防法上の懲戒の施設としてあのようなものを、厚生省の方でまず改善されまして、療養にも適するし、監禁の効里も果し得るようなものにいたしまして、そうしてそれを法的の措置をいनाしまして、代用監獄に指定する。現在

○久下政府委員 厚生省として案をつくつて要求いたしました内容は、全国の国立療養所十数箇所のうち、三箇所に難病務所を付設する。それはそれぞれ十人を収容できるもので合計三十人、そのほか十箇所の療養所全部に、それ／＼新しい形の拘留所をつくるという計画でございます。総計費九千万円という要求をいたしましたのでございます。公共事業費で経費安定本邦

の代用監獄としますのは、警察の留置所だけでありますが、留置所はあちこちで施設するので、既決囚については一箇月以上続けて置くことはできないといわれているのでありますが、これは即ちに代用監獄とする場合の通則ではございませんので、その代用監獄の施設、十分長く置くに足るものであるならば、そういう制限はいらないものだと思います。それから先ほど丸山さんのおつしやつておられた物置監、禁錮監、懲役監といった区別は、これは代

に要求を出しまして、再三押合いへ
合いをいたしたのでありますけれど、
も、結局この種類のものは厚生省から
要求して来るべきものではない、法務
府から要求すべきであるということ
点張りで、とう／＼承認にならなかつ
たのであります。

○中川委員 法務府の方でそうい
とでありましたら、安本なり関係方
に御連絡を願つて進めていただくわ
に行きませんか。実は先ほど来い
ろ拜聴しておつたのであります

在のままで、こういうことは將來し
ばしば繰返されるようになるの
じやないかという懸念をわれ／＼持つ
のでありますが、ころばぬ先の杖と申
しますか、もうすでに一回も二回もこ
ろんでおるのでありますが、なほ將來
に備えて、法務府の方でひとつ強力に

か。高橋さんにお伺いいたします。
○高橋（一）政府委員 私はこちらと疑問があるのでございますが、そういうふうな刑務所を法務府が設けました場合には、それと別個に懲戒の施設を設けられるわけでありましょうか。もし設けられないとすると、懲戒はどういうふうになされる予定でありますか。その点が疑問なのです。

○中川委員 御説こもつともと思はれます。ゆえに先ほどお話のあつた刑務執行の制度につきましても、国会が法務委員會その他關係委員會でもつて、急速に整備しなければならぬと思ひますが、これにつきましても、ただ国会がけでなく、法務府の方としましていろいろ御意見もあるだらうと思ひますから、これらの御意見も参酌して、なみやがにその制度法確立するところと

に、ただいま私の申しましたような形
について、全力を注がなければならぬ
と思うのでありますが、これはただ理
在の制度は、なるほど法律は国会で
くりませんが、御承知のように實際は、
みな行政府で案をつくつてお出しに
るのですから、形式的なことは抜き
いたしまして、それらの点につきま
ても、どういふふうにしたら万全が
せられるかという、国会不勉強では
はだ相すまぬのでありますが、どう
それらの点については協力するとい

の意味で、今後御指示を願いたいと思
 います。ことにこの問題は、将来
 ばしばしば繰返され得るといふことも考へ
 られますので、ひとつでできるだけ具体
 的な案をお示しを願つて、そうして国
 会を御鞭撻をしていただきたい、かよ
 うに考えております。

○高橋（一）政府委員　私はこの問題に

つきましては、前から非常に関心を持
ちまして、なほ今後も引続き、久下さ
ん方とよく御相談したいと思つており
ます。ただいまの腹案と申しますと、
私は厚生省の方が、この間安本の方に
交渉される場合の筋道が、やはり違つ
ておつたのではないかと。初めから
代用監獄をつくるということでは、な
かなか承知しにくいのであります。

代用監獄といふのは、すなわち別々の土地である施設を刑務所に代用する、たとえば警察の保護や何かの必要から留置場といふのがございますが、それを刑務所に代用する、こういうもののことであります。でありますから、初めから代用監獄をつくるというのでは、こゝにはなか／＼むずかしいのではないか。それならば初めから刑務所をつくるということが、法務府から言つた

刑務所のほかに、懲戒の關係施設と
うものが、どうしても必要だろうと思
うのであります。そうしますと、国
うのであります。そうしますと、国
の二重負担になると考へるのであり
して、実際に療養所なんかを拜見し
じた私の感じから申しまして、現
の監禁施設というものが、もうすで
そのままではいけないのであつて、
然改善しなければならぬものと思
ます。そこでそれをやると同時に、

法で行くのが一番いい方法ではなからうか。現在私が見ておりますと、この問題につきましては、厚生省と矯正保護局との間に、ややもすると若干御意見の明確でない点があるのであります。これはひとつ厚生省の方で本腰にす。これはひとつ厚生省の方で本腰になつていただいて、国会のお力により

まして、この措置を実現すればよいのではないか。私どもの方としては検算といつたような立場から、それを非常にお願ひしたわけであります。

○岡(良)委員 さつき申しましたように、療養所は今八千ほどしか入つていない。全国四万くらいあるという推定の数字も聞いておりますので、これに單に療養所だけの秩序の問題でなく、やはり国全体の治安の問題という角度

から、もしたまへ／＼法を犯して刑の執行を受けた場合には、療養所に仮設されたところに入れるといたしまして、やはり法務府もそういう高い角度から、問題を單に療養所だけの秩序維持という点でなく、全体の秩序確保という点からいっていただきたいと思ひます。

○丸山委員　ただいまのお話、代用所を療養所内につくりました場合に、

代用監獄を監視をするといひますか、管理するといひますか、そういうものがやるというように考えられますが、その点をひとつはつきりしていただたい。何かそこに出張所のようなものをつくつてはいいかが可能ですか。

○高橋（一）政府委員　現在の代用監になつております警察署の留置場は全部これは警察署長以下が管理してあります。しかし一定の基準に従うわ

でありましたが、そういうことになつておりました、その場合の勤務する職員といつたようなものは、これはそのときの代用監獄としてのきめ方によるのではないかと、そういうふうに考えます。

○丸山委員　そうしますと、療養所内の監獄は、所長が管理するわけなのです。

○高橋(一)政府委員　それはその通りだと思います。

○丸山委員　院長ですか。

○高橋(一)政府委員　院長でございます。本来の目的である建物の管理責任者が、当然なるものと思ふのであります。代用監獄としての施設の責任者にもなるものだと思つております。

○丸山委員　そうしますと、今の殺人罪という場合には、数年にわたる禁錮と申しますか、そういう刑の執行をそこでやらなければならぬと考えますが、その場合にも、それを管理をして行くのは、医者である院長でありますか。

○高橋(一)政府委員　そういうふうに考えます。ただその場合に、事務職員のほかのしかるべき方も、別に置き得るでありましょうし、あるいは刑務官吏がこれに關與するということも考えられましようし、それは要するに法律の立て方であらうと思ふのであります。しかし、ならばこれがどうであればいかなければならぬというような、きまつたものはないのではなからうかと考えます。

○丸山委員　実は先般その意向を聞いてみましたところ、そういうものをつくられることは非常に望ましい。これは患者も全部希望しております。現に

従事しております職員、院長はじめ全部それを要望しております。狂暴な患者は、刑務所のようなものをつくつて、刑の執行あるには拘留というようなことは、警察官でやつてもらいたいといふ希望が非常に強い。と申しますのは、院長は医者でございます。おまに治療に携つておるものでございまして、すから、なるべく患者とはそういう面でタツチして行く。これを処罰するといふふうな強い面は、所長はそういう権限を執行したくないという意向が強いのであります。そうしませんと療養そのものに支障を生ずる結果になる。なるべくならば警察官の派遣を希望し、またそれを管理する人間は、なるべく医者でない者でやりたいという希望を持っておりますが、それは不可能なことでしょうか。

○高橋(一)政府委員　おそらく療養所の院長さんは、皆さん大休お医者の方々であらうと思ひます。やはりそういう仕事はあまりお好みにならないと思ふのであります。先ほども申し上げたように、事務スタッフもございましょうし、それから要するに刑務官吏の方も何らかの形で關與させるといつたようなことで、その辺はきめ方でありまして、今どういふふうにするかはできないといつたような問題はないじやないかと考えます。

○中川委員　これは私、久下さんをお願いしておきますが、せつかくそこまで案を立て、予算までおきめになつて、スタートなさつたのだから、ひとつ各關係官庁と緊密な御連絡を願つて、できるだけこの施設を早急に進めるように、また厚生省が先に立つてやることにおいて、各省に異議があれ

ば、どこの省が先にやつてもかまわぬですから、要するにこの施設が完備して、そういうことが將來再び起らないように、ひとつ御努力を願いたいと思ひます。

○堀川委員長　もう発言はありませんか。

それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時二十一分散会

第七回国会衆議院厚生委員會議録
第七号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	三	五	一六	第二條第一号
二	三	七	又は同項	又は同條
二	三	十二	に限り	までに限

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所